

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第32号

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 使用料（第12条関係）		別表第1 使用料（第12条関係）	
港湾施設	金額	港湾施設	金額
[略]		[略]	
軌道走行式荷役機械	使用時間30分までごとに <u>31,317円</u>	軌道走行式荷役機械	使用時間30分までごとに <u>32,225円</u>
上屋	1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあってはくん蒸する貨物の取扱量1トンまでごとに <u>143円</u> を、冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあっては1日までごとにコンセント1口ごとに2,713円及び電気料金を当該合計額に加えた額）とする。 (1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>16円50銭</u> (2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに <u>33円</u> (3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>49円50銭</u>	上屋	1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあってはくん蒸する貨物の取扱量1トンまでごとに <u>147円15銭</u> を、冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあっては1日までごとにコンセント1口ごとに2,713円及び電気料金を当該合計額に加えた額）とする。 (1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>16円98銭</u> (2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに <u>33円96銭</u> (3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>50円94銭</u>
[略]		[略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。